（次世代育成支援対策推進法第十一条第一項に規定する交付金に関する省令の一部改正）

第二十九条　次世代育成支援対策推進法第十一条第一項に規定する交付金に関する省令（平成十七年厚生労働省令第七十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
次世代育成支援対策推進法第十一条第一項に規定する交付金に関する内閣府令 （法第十一条第一項の交付金） **第一条**　（略） ２　次世代育成支援対策施設整備交付金は、法第八条第一項に規定する市町村行動計画（以下「市町村行動計画」という。）又は法第九条第一項に規定する都道府県行動計画（以下「都道府県行動計画」という。）に基づく措置のうち、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する児童相談所、児童福祉施設の設備及び児童福祉施設の職員の養成施設その他の次世代育成支援対策に資する施設の新設、修理、改造、拡張又は整備に要する経費に充てることを目的として交付する。 ３　（略）	次世代育成支援対策推進法第十一条第一項に規定する交付金に関する省令 （法第十一条第一項の交付金） **第一条**　（略） ２　次世代育成支援対策施設整備交付金は、法第八条第一項に規定する市町村行動計画（以下「市町村行動計画」という。）又は法第九条第一項に規定する都道府県行動計画（以下「都道府県行動計画」という。）に基づく措置のうち、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する児童相談所、児童福祉施設の設備及び児童福祉施設の職員の養成施設並びに売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）に規定する婦人相談所及び婦人保護施設その他の次世代育成支援対策に資する施設の新設、修理、改造、拡張又は整備に要する経費に充てることを目的として交付する。 ３　（略）

（発達障害者支援法施行規則の一部改正）

第三十条　発達障害者支援法施行規則（平成十七年厚生労働省令第八十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
発達障害者支援法施行令第一条の内閣府令・厚生労働省令で定める障害は、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、言語の障害及び協調運動の障害を除く。）とする。	発達障害者支援法施行令第一条の厚生労働省令で定める障害は、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、言語の障害及び協調運動の障害を除く。）とする。

（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令の一部改正）

第三十一条　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令（平成十七年厚生労働省令第百十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（診療報酬の請求） **第五条**　厚生労働大臣が法第八十四条第一項の規定により診療報酬の審査を行うこととしている場合においては、指定医療機関は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）の定めるところにより、当該指定医療機関が行った医療に係る診療報酬を請求するものとする。	（診療報酬の請求） **第五条**　厚生労働大臣が法第八十四条第一項の規定により診療報酬の審査を行うこととしている場合においては、指定医療機関は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）の定めるところにより、当該指定医療機関が行った医療に係る診療報酬を請求するものとする。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部改正）

第三十二条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。